

平成 21 年 10 月 22 日
 社団法人 日本水道協会

新基準水道メータの口径表示

1. 新 JIS における水道メータの表示規定

新基準水道メータの規格である JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第 2 部：取引又は証明用）では、表示について次のように規定されている。

「メーターには、ケース、目盛板、銘板又は取り外せないふたに、次の事項が明りょうに、かつ、消滅しないように表示しなければならない。」

JIS B 8570-2 及び改正前の特定計量器検定検査規則のそれぞれの規定内容を次ページの表に示す。

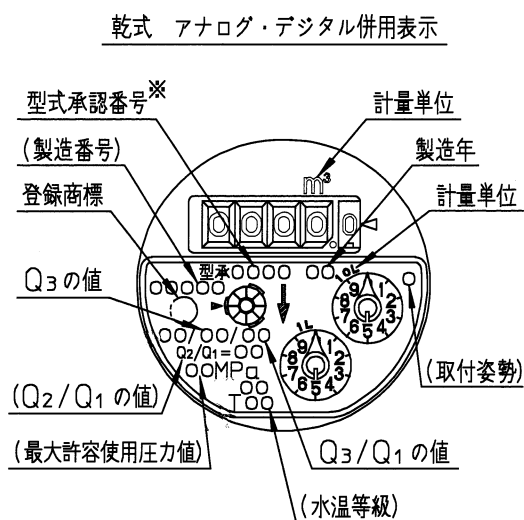


図 1 目盛板の例（※は JIS で規定していない項目）

JIS の表示項目	規定内容	改正前の検則(参考)
計量単位	m ³ 、分量として L	同一
Q ₃ (定格最大流量)の値	m ³ /h で表示	Q _p (標準流量)の値を表記
Q ₃ /Q ₁ (計量範囲)の値	表示	無し
Q ₂ /Q ₁ (転移流量と定格最小流量との比)	値が 1.6 でない場合表示	無し
製造業者の名称又は登録商標	表示	同一
製造年及び製造番号	型式承認表示の年と兼用してもよい	同一
流れの方向	本体の両側又は片側	同一
最大許容圧力値	1MPa を超える場合表示	使用最大圧力が 0.75 MPa 以外の場合表記
取付姿勢	垂直取付は V、水平取付は H、姿勢を問わないものは F を表示	水平取付以外の場合表記
水温等級	T30 でない場合表示	無し
口径の表示無し	新 JIS では規定されていないが、次ページを参照	口径
圧力損失の表示無し	最大圧力損失は 0.063 MPa を超えてはならないと規定されたため	圧力損失が 0.1MPa を超える場合表記

2. 口径表示の取扱い（案）

新基準水道メータへの口径表示については、目盛板への表示は行わないものの、ふた及びケースに従来どおり口径表示を行うことを標準とする。

（説明）

改正前の特定計量器検定検査規則で表記することが規定されていた口径については、新たに制定された JIS 規格では表示が規定されていない。

しかしながら、水道メータに口径の表示を行わない場合、水道メータを目にする消費者、水道事業者の購入時及び検針現場などで分かりにくくなり、不便が生じる可能性がある。新基準においては、目盛板に表示しなければならない内容が多くなり、目盛板へ表示すると他に規定されている表示内容が読みにくくなることから、上記のように取り扱うことが望ましい。

なお、JIS 規格では、表示しなければならない内容を規定していて、それ以外の内容を表示することを禁止するものではないため、この取扱いは JIS 規格に反するものではない。

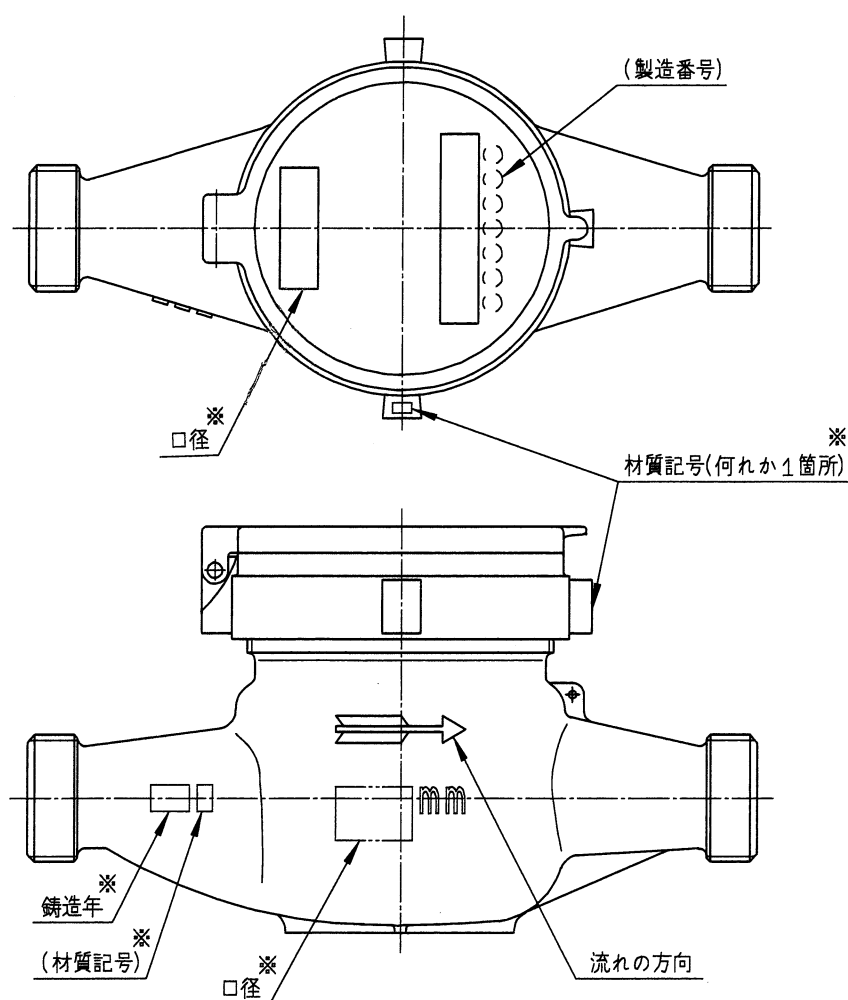


図2 ふた及びケースの例（※は JIS で規定していない項目）